

# 早坂よしひろレポート

Hayasaka Report 2011.3



発行

**都議会  
自民党**

# 都市の耐震化編

# 耐震化こそが、地震から「いのち」を守ります。

**都内での「耐震化」は  
進んでいますか？**

ちなみに、この時の倒壊建物のほとんどが、建築基準法が大改正される昭和56年以前に建てられたものでした。この「旧耐震」と呼ばれる、当時の古い基準のままで残る建物を「既存不適格建物」といいます。都内にはこの「既存不適格建物」が64万軒（建物全体の4分の1）残っています。

**早坂**はし 大地震に襲われても  
建物が倒壊しないように、補強工  
事をすることです。阪神・淡路大  
震災で亡くなつた6400人の多く  
が、倒壊建物の下敷きになつて  
の窒息死・圧死でした。つまり、地  
震からいのちを守るためには、備蓄  
食糧ではなく、耐震化こそが必要  
だということです。普段から防災  
訓練に熱心な方でも、このことを  
意識している方は少数です。

ニュースでは「耐震化が必要だと報じられていましたが、どうしたことですか？」

東京にマグニチュード7クラスの大地震が発生する可能性は、「平成19年から30年以内に70%」だと、政府は発表しています。その被害は「犠牲者5,600人」だとの東京都の想定もあります。東京にも必ず、大地震が発生します。

「ニュージーランドで、大地震が発生しました。東京でも大地震は発生しますか？」

二

しかし民間の建物では、耐震化の前段階である「耐震診断」すら、ほとんど行われていません。特に、緊急輸送道路沿道建物の耐震化は緊急性・公共性が高いにもかかわらず、進んでいない状況です。

東京都はこれまで2年間、緊急輸送道路のある区間を決めて、道路を半分以上塞ぐ恐れのある建物の所有者を戸別訪問し、耐震化の重要性をPRしてきました。しかし、その対象だった1万2000軒のうち、実際に耐震診断を行ったのは、わずかに39軒（0.3%）に過ぎません。いかに耐震化が進まないかがわかります。

東京都はこれまで2年間、緊急輸送道路のある区間を決めて、道路を半分以上塞ぐ恐れのある建物の所有者を戸別訪問し、耐震化の重要性をPRしてきました。しかし、その対象だった1万2000軒のうち、実際に耐震診断を行ったのは、わずかに39軒（0.3%）に過ぎません。いかに耐震化が進まないかがわかります。

## なぜ「耐震化」が進まないのでしょうか？

**「都市の耐震化」に対する考え方をお聞かせください。**

**早坂** はい 防災上 特に重要なのは、緊急輸送道路沿道に限つてですが、旧耐震で、かつ倒壊した場合にその道路の半分以上を塞ぐ恐れがある建物に、耐震診断を義務化しました。しかし義務化しても、建物所有者が自ら費用を負担してまで実際に診断を行うかどうかはわからりません。そこで建物所有者の自己負担をゼロにしたのです。これまで東京都は「私有財産である建物（の耐震化）に対する税の投入は困難」との立場をとってきたままで、これは実に画期的なことでした。加えて補強工事にも大幅な補助が予定されています。

**東京都の「耐震化」への新たな取組は、どんなものですか？**

話を戻します。理由はどうあれ現実に建物所有者が耐震化に踏み出さないのなら、行政がそれを義務化して進めるという方法があります。

した、「つまり非常事態に直面した際に、パニックが起こるというのは神話に過ぎず、むしろ目の前の危機を、いかに重視してもらうかが大切だ」などです。



# 東京の「いのち」を守る。

**皆さまのご意見をお寄せ下さい。**

# 早坂よしひろレポート

Hayasaka Report 2011.3

# 高齢者の住まい編

発行

**都議会  
自民党**

**住まいの確保を、質と量の両面から図ります。**

**早坂** はい、障害や認知症がある高齢者に入つていただく、行政の福祉施設です。設置にあたつては、多くの補助金が支出されます。そのため月々の利用料が安く、また障害や認知症の程度が重たい人から順番に入るため、申請から入居まで数年かかる場合もあるようです。東京都内の特養には3万5000人が暮らしていますが、それと同数の待機者がいるといわれています。東京都の、特養整備に対する平成23年度予算は100億円です。前年度の2倍に増やしました。また都有地や、区市町村

「特別養護老人ホーム」とは  
どのようなものですか?

## 高齢者の住まいに関する いかがですか？

**早坂** はい、高齢になると毎日の生活に、介護サービスが必要になつてきます。かつてわが国では、お嫁さんが高齢の両親の面倒を見るというのが一般的でした。

しかし介護をお嫁さんひとりの、あるいは家族だけのものにせずに、社会全体で支えようというのが「介護の社会化」であり、それを具体化したのが介護保険制度です。

**東京でも  
高齢化が進んでいますね。**

その有料老人ホームが自分の希望に合わなかつたなどの理由で、短期間で退去する場合があります。その際に、何かと理由をつけて、最初に払つた高額な入居一時金のほとんどを返さない、悪質な業者の存在が、大きな問題になつています。それを取り返すためには、自ら裁判を起こすことになりますが、そのための気力・体力・資金を、そのままの高齢者に求めるることは、現実には無理でしょう。つまり、泣き寝入りです。

その「有料老人ホーム」が  
大きな社会問題に  
なっていると聞きます。

が所有する土地も活用して整備しているのですが、それでも整備が追いきません。

**早坂** では「有料老人ホーム」とは、どのようなものですか？



# ミスター防災 早坂よしひろ プロフィール

- 昭和43年荻窪の東京衛生病院生まれ（42才）
  - 西田幼・西田小・松渓中卒業、大検格合
  - 立教大学法学部（北岡伸一ゼミ）卒業
  - 働きながら明治大学公共政策大学院（青山俊ゼミ）修了
  - 防災情報機構NPO法人事務局次長として全国講演
  - 平成17年東京都議会議員に初当選（現在2期目）
  - 東京都議会防災議連幹事、日本防災士会東京都支部長
  - 明治大学客員研究員

米国 ハリケーンカトリーナ、中国 四川大地震、他 国内外多数

**「高齢者の住まい」に対する  
考え方をお聞かせください。**

早坂 はい、都民の生命と財産を  
守ることが、政治の役割です。大  
京の高度経済成長を支え、永年納  
税者だった人たちに、これからも  
安心して暮らして頂くよう、高齢  
者の住まいの確保を、質と量の二  
面から図つて参ります。

そこで、平成19年から「消費者団体訴訟制度」がスタートしました。つまり、消費者個人での対応には限界がある問題について、「適格消費者団体」が個人に代わって裁判を起こすことが可能になったのです。東京都は、この「適格消費者団体」との連携を深めて、高齢者の救護を図るとしています。それはもちろん結構なことですが、有料老人ホームが、ごく一般的な施設になり、かつ問題が多発している以上、東京都自身が強制力を持つてできる「有料老人ホーム条例」を作るべきだと考えます。一部の悪質な業者を排除することは、その他の多くの善良な老人ホームからの感謝され、業界全体の健全な発展につながることと思います。



# 東京の「いのち」を守る。

**皆さまのご意見をお寄せ下さい。**